**保育室等を３階に設ける場合の留意事項への対応状況について**

『児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月27日茨城県条例第61号）』

第45条

(5)　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物は、次のア、イ、カ及びケの要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

（参考）『児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（平成26年９月５日　厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）』

第２

(2)　保育室等は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましいこと。

なお、児童福祉施設の建物等については、最低基準に適合し、建築基準法等の関係諸規定に適合する必要があることは言うまでもないところであるが、特に保育室等を2階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、設備運営基準第6条による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。

また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、階数にかかわらず、設備運営基準第６条第1項に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じるよう努めること。

(3)　保育室等を2階以上の複数階に亘り設ける場合の基準については、その保育所の構造設備のすべてについて最も高い階に設ける場合の基準が適用されること。

(4)　保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、2方向避難の趣旨を踏まえ、通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さに配慮されたいこと。

（別紙・確認事項）

|  | 留意事項 | 対応状況 |
| --- | --- | --- |
| ア | 保育室等を３階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物であること。 |  |
| イ | 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が１以上設けられていること。  (※) 表については、児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年茨城県条例第61号。)第45条参照。 |  |
| ※イについては(ア)～(キ)を満たすこと。  (ア)階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。  　また、避難用の階段として、屋内階段、屋外傾斜路又は屋外階段を1以上設ける必要があること。 |  |
| (イ)(ア)の常用の屋内階段は、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。また、避難用の屋内階段については、２の(イ)及び(ウ)と同様であること。  ※２の(イ)及び(ウ)  (イ)(ア)の避難用の屋内階段は、建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造としなければならないこと。ただし、建築基準法施行令第123条第1項の場合は、併せて同条第３項第２号、第３号及び第９号を満たす特別避難階段に準じた構造とする必要があること。  (ウ)(イ)の特別避難階段に準じた屋内階段の設備は、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐための次の要件を満たすバルコニー又は付室を有するものであること。この場合、バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていること。  　・バルコニー及び付室は、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこととし、開口部を除き、耐火構造の壁で囲むこと。  　・付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。  　・屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には建築基準法施行令第112条第14項第2号に規定する構造の特定防火設備を設けること。 |  |
|  | (ウ)屋外傾斜路は建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造とすること。なお、乳幼児の避難に適した構造とする必要があることに留意すること。 |  |
| ウ | イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 |  |
| ※ウについては、(ア)～(ウ)を満たすこと。  (ア)階段について、避難上有効な位置に設置されなければならないこととされているので、階段を複数の保育室等のそれぞれに配置する等により、一方の階段附近で火災が発生した場合等に、他の階段が使用できなくなるような事態が生じないよう留意する必要があること。 |  |
| (イ)保育室等からの迅速な避難に資するため保育室等から階段のうち1つの階段に至る距離は、30メートル以下としなければならないこと。この場合、距離は直線距離でなく、歩行距離をいうものであり、実際の測定は、保育室等の最も遠い部分から行なうこととなること。 |  |
| (ウ)階段は、乳幼児の避難に適したものであることを要するので、踏面、けあげ、手すり、踊場等が避難の際に、乳幼児の安全を確保し得るようなものであること。 |  |
| エ | 保育所の調理室以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。   1. スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。   (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 |  |
|  | ※エについては、(ア)～(カ)を満たすこと。  (ア)類焼又は保育所内の火気を取り扱う調理室からの延焼を防止するため、保育所の調理室以外の部分を調理室の部分から防火区画で区画すること。  ただし、調理室にスプリンクラー設備等又は外部への延焼防止措置を施した自動消火装置が設置されている場合は、調理室以外の部分との防火区画を設けなくてもよいこと。この場合、設備運営基準第6条第1項に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じること。  なお、保育所の調理室以外の部分を当該建物の保育所以外の部分から防火区画で区画することについては、建築基準法施行令第112条第13項の規定によること。 |  |
| (イ)スプリンクラー設備については、消防法施行令第12条に定めるとおりとし、また、スプリンクラー設備に類するもので自動式のものは、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」に規定するパッケージ型自動消火装置等とすること。 |  |
| (ウ)(ア)の自動消火装置とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第11条に定める「自動消火装置」をいうこと。  また、その構造は、調理用器具の種類に応じ、次に掲げる装置から適切なものを選択しなければならないこととし、外部への延焼防止措置として、「火災予防条例（例）について」に基づき、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料（ガラスを除く。）製の扉を設けることとする。  ・レンジ用簡易自動消火装置  　・フライヤー用簡易自動消火装置  　・レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置  　・フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置 |  |
|  | (エ)強火力の火気設備を設けた厨房は、建築基準法上火気使用室として取り扱われ得ること。 |  |
| (オ)防火区画は、耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条に規定する特定防火設備で区画することを要し、しっくい壁等は認められないこと。 |  |
| (カ)暖房設備等の風道が壁等を貫通する部分又はこれに近接する部分には、当該部分から出火を防止するため、有効にダンパーを設ける必要があること。 |  |
| オ | 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 |  |
| ※オについて  保育所の各室、廊下等の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料でしなければならないこと。 |  |
| カ | 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 |  |
| ※カについて、以下に留意すること。  保育室等、廊下、便所、テラス等乳幼児が通行、出入りする場所には、乳幼児の転落を防止するため金網、柵等を設け、又は窓の開閉を乳幼児が行なえないようにする等の設備が必要であること。  また、階段については、乳幼児が1人で昇降しないよう降り口に乳幼児が開閉できない柵を設ける等、乳幼児の転落防止に十分留意するほか、乳幼児が通常出入しない事務所等の場所についても、誤って乳幼児が立ち入ることのないよう留意すること。 |  |
| キ | 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 |  |
| ※キについて、次の(ア)、(イ)を満たすこと。  (ア)非常警報器具又は非常警報設備は、保育所内に火災の発生を報知する設備であって、鐘、ベル等の設備を設ける必要があること。 |  |
| (イ)消防機関等へ火災を報知する設備としては、電話が設けられていれば足りること。 |  |
| ク | 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。 |  |
| ※クについて、以下を満たすこと。  保育所内での火災の発生を防止するため、カーテン、敷物、建具等で可燃性のものに対しては、薬品による防炎処理を施すこと。 |  |
| ケ | 当該児童福祉施設の建物が、消防用設備等及び建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令（条例を含む）に適合しているものであること。 |  |